

慰労金支給基準

富山県信用保証協会

この基準は、退職手当支給規程第7条に規定する役員の慰労金の支給について定める。役員が退任したときは、次により慰労金を支給する。

1 常勤役員（常任監事を含む。）

退任時報酬月額 × 在任年数 = 慰労金支給額（10万円未満は切り捨てる。）

在任年数に1年に満たない端数がある場合は月割りとし、1月に満たない日数は切り捨てる。

2 非常勤役員

報酬額 × 在任年数 = 慰労金支給額（1万円単位に切り上げる。）

報酬額は次に掲げる区分とする。

(1) 会 長 7万円

(2) 理 事、監 事 2万円

ただし、在任年数が3年を超える年数にかかる報酬額はそれぞれの額の2分の1とする。

在任年数が1年に満たない端数がある場合は月割りとし、1月に満たない日数は切り捨てる。